

平成17年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成17年6月22日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	藤 本 宗 司
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	今 西 弘 至
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	西 田 哲 也
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 議案第42号 平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求
事件にかかる和解について

追加日程 2. 議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)に
ついて

追加日程 3. 議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予
算(第1号)について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。それでは、続いて順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長(飯高昭二君) それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月13日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります、報告第6号 平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、それぞれ各担当より説明を受けた後委員から、未登記道路整備事業の取り組みについて、難しさは理解出来るが誠意を持って各事業に対応するようとの要望がされており、ほかに質疑もなかったため、本件についてお諮りをしたところ、当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

次に、報告第7号 平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、工期延長による契約変更について、測量設計の段階で慎重にすべきではなかったのかとの質問があり、今後、測量調査の段階で、業者とも十分検討を進め協議を重ねていくよう留意していきたいとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

続いて、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、平成17年度に町が整備を進める予定区域についての説明がありました。その内容は、幹線管渠である龍田北汚水幹線2工区工事約900メートルをはじめ、幹線管渠を含む13カ所の地区の面整備を行うものであり、総管渠延長約4キロメートル、総面積約12ヘクタールであるとの報告がありました。

次に、地域再生計画にある汚水処理施設整備交付金事業費の活用について、交付金の特徴、交付金制度の概要、国の下水道予算の概要についての説明がありました。委員から若干の質問があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、公共下水道の供用開始の状況について、6月8日現在、確認申請受付件数が305件、検査済み件数179件となっているとの説明がありました。また、融資あっせん利用件数が6件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が2件であるとの説明がありました。委員より、浄化槽雨水貯留槽施設転用件数が少ないように思われる。限りある資源下水道を大切に使う等の観点から、PR、指導についての質問があり、今後再度PRについて考え、利用促進を図っていくとの答弁がありました。

次に、下水道におけるPI、すなわちパブリック・インボルブメントモデル事業について説明がありました。このPI事業は、本年度社団法人日本下水道協会と共同でモデル事業として本町で実施との報告を受けました。この事業の目的は、住民への情報提供や意見交換を通して、事業や行政に対する住民の関心を高め、事業計画や実施内容に反映させることを目的とするもので、PI導入の段階種別として、構想段階から事業着手事業着手から供用開始前、そして供用開始後、斑鳩町は供用開始となっておりますので供用開始後の導入となり、モデル事業の実施の手法として、住民説明会、アンケート調査、パンフレット配布、広報紙掲載等があり、今後日本下水道協会とその具体案を協議し、進める予定との報告がありました。委員から若干の質問があり、理事者より一定の答弁がされています。

公共下水道事業に関することについては、委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、(1)前回の事前委員会で委員より指摘があった2件について担当課より説明がありました。

まず、1件目、道路整備5カ年計画のうち、町道437号線について説明があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、2件目、県事業の関係について報告がありました。1、三代川の河川改修事業について、2、富雄川の河川改修事業について、3、国道168号線、国道25号線の竜田大橋部分における右折レーンの改良工事の進捗状況について、4、県道大和高田斑鳩線の御幸大橋部分の右折レーンの関係について、5、県道天理斑鳩線の拡幅工事について、以上5点について報告があり、委員より、各項目についての進捗状況並びに担当

課としての県への対応についての質問があり、今後各機関へ行って事業の進め方を協議しながら対応していきたいとの答弁がありました。

次に、(2)道路のガードレールの金属片について担当課より説明がありました。その内容は、ガードレールの金属片がマスコミ等の報道で全国的に見つかったことから、6月3日に町内の総点検を実施し、その結果18カ所発見。その状況は、故意によるものではなく、ガードレールに擦り傷があり、車の一部がはがれたものと考えられる。現在、国土交通省では、説明のつかないケースもあることから、原因の分析をされている委員より若干の質疑があり、理事者から一定の答弁がされています。

各課所管に関する件については、報告を受け、了承をしたということで終わりました

次に、その他として、委員より、市街化区域内農地の考え方について、富雄川とJRの関係について質疑等がありましたが、詳細については割愛させていただきたいと思えます。

また、御幸大橋の右折レーン、富雄川、三代川の改修も含めた県事業についての要望を時期を決めていくことを確認いたしておりますので、議長には、事前に計画書を提出いたしますので、その際にはよろしくお願いをいたします。

以上が、開会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し議長に申し入れております。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。9番、浦野委員長。

○厚生常任委員長（浦野圭司君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます

6月15日に厚生常任委員会を開催し、本会議から付託を受けました議案について審査をいたしました。

初めに、1つとして、議案第36号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、2つとして、議案第37号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、3つとして、議案第38号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正

する条例について、4つとして、議案第39号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての4議案を議題とし、一括して説明を受けました。

その内容は、本年8月から、福祉医療費助成制度において、自動償還払いとなることに伴い、医療費の支払いが困難な者に対し資金を貸し付ける制度を発足させた。不適切な行為があったものに対しては、当該助成制度に係る受給者資格登録及び助成金の支給を停止することが出来ることとすると共に、貸付金による医療費の支払いが行われなかった場合の医療機関への助成金相当額の支払いについての規定を設けるものとの説明がありました。

これに対して委員からは、住民が各制度の利用がしやすくなるような対策について、また各制度を利用するのに医療機関で診療を受けてから助成金交付までの流れについて等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、この4議案についてそれぞれお諮りしたところ、4議案とも満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、説明を求めました。

その内容は、ビニールごみについて、今までは可燃ごみから分別し埋立処理をしてきたが、ごみ減量化、再資源化を促進し、環境への負荷低減化と循環型社会への移行をするためリサイクル処理をしていくという要旨である。詳細としては、1つに、種別及び区分の改正として、呼称ビニールごみを改め、その他プラスチック類とし、他方有害ごみの区分を、啓発的な意味を含めて、有害・危険なごみと改称する。2つに、処理手数料単位の改正として、その他プラスチック類の排出は、指定袋制とし、処理手数料は無料とする。3つとして、区分の追加として食品トレイについて区分を追加する。4つとして、この施行日は、住民への周知期間を考慮し、平成17年10月1日とするという説明でした。

これに対して委員からは、分別ごみ収集の内容が多様になるので、施行日までの住民周知が徹底されることへの要望等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、説明を求

めました。

その内容は、平成16年度の歳出不足を平成17年度より繰上充用するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,800万円とするというものでした。

これに対し、委員からは特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、説明を求めました

その内容は、平成16年度歳出不足を平成17年度より繰上充用する等であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,921万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,635万8,000円とするというものでした。

これに対し、委員からは特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号 平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越計算書の報告について（一般会計）を議題とし、説明を求めました。

その内容は、（仮称）総合福祉会館建設事業に伴う事業用地で、地権者との交渉不成立につき、昨年度は用地取得出来ず、本年度に引き継ぐということで、事業関連資金として3,600万円を事故繰越しするという内容でした。

これに対し、委員からは特段の質疑もなく、本件についてお諮りしたところ、満場一致で原案どおり承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について報告を受けました。

その内容は、事業用地の確保で、地権者と一部未交渉であり、出来るだけ早くこれを解決し、事業にとりかかれるよう努力するとの報告でした。これに対し委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。この件については説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、1つに、議案第41号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、2つに、斑鳩町証明書の自動交付に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱について、3つとして介護保険制度の改革が近くされることについて、4つとして、国民健康保険の運営の改

善が近くにされることについての4点が報告されました。

その他の質疑で、委員から、1つとして、広域ごみ処理対策の進捗状況について、2つとして、日本脳炎予防接種について、3つとして、次世代育成支援の一環で子育ての環境について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

なお、三重県伊賀市と滋賀県甲賀市のリサイクル処理施設への現地調査を、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第12条の規定に基づき実施することとし、議長に申し入れておりますので、ご報告いたします。

以上が、当委員会にかかわります審査事案の概要です。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして委員会報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 総務常任委員会は、6月16日午前9時から全委員出席のもと会議を開き、本会議から付託されました事案等について審議いたしましたのでその経過と結論についてご報告いたします。

まず、付託議案、議案第34号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成17年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が平成17年3月25日に公布されたことにより、本条例の一部を改正するものであり、その主な改正内容は、人的非課税の範囲の見直しとして、65歳以上の者のうち、前年度所得合計が125万円以下の者に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止する。また、雇用形態の多様化に伴い、年度途中での退職者に給与支払報告書の提出義務を課すこと。固定資産税関係では、住宅が震災に遭い、当該土地を住宅用地として使用出来ない場合でも、避難指示等の解除後3年分までは住宅用地とみなす措置を講ずる等の説明がありました。

委員より、住民税が非課税世帯から課税世帯に変わることによって、住民税以外の部分でも、二重、三重の負担額となる今回の税制改革は、国の税制改正に伴った改正であり、高齢者世帯に対して非課税措置を廃止するという国のやり方は納得出来ないと反対意見もありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでありま

す。

平成17年度地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）が、平成17年3月25日に公布されたことに伴う特別措置の縮減等により条文の整理を行うものであるとの説明があり、特段の質疑もなく、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入として、JR敷地内への工事車両の進入路として、土地賃貸料40万2,000円、龍田南2丁目地内の里道の用途廃止に伴い30.95平方メートルの売払収入149万8,000円、消防団員4名の退団に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金206万1,000円の受け入れ、福祉医療費資金貸付金元利収入として150万の計546万1,000円。

歳出として、土地開発基金に係る財産貸付収入40万2,000円は、同基金に積み立てる。不動産売払収入149万8,000円は、財政調整基金に積み立てる。福祉医療費資金貸付金として210万円の追加補正、消防団退団者4名に退職報償金を支給するための報償費206万1,000円の増額補正。そして、今回の補正に要する財源として、予備費について60万の組み替えをする。計546万1,000円。これを、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加し、86億3,546万1,000円とするとの説明がなされました。

委員より、特別の質疑もなく、総務常任委員会は全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、本会議より付託を受けました議案の審議経過とその結論であります。

次に、継続審査事案であります「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関すること」について報告します。

前委員会において、提出を要求していましたが、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存についてのそれぞれの基本的な計画と年次の関係、及び財政面も含めての具体的な計画表に基づき説明がなされました。

まず、史跡藤ノ木古墳の整備に関することについては、6月20日に石室の仕切りの方法や、石室入口部分の整備手法について、整備検討委員会が開催予定であること。平成17年度は350万円をもって整備基本設計書の作成、18年度は2,000万円を

もって測量並びに実施設計、復旧等の整備、19年末には史跡地内の完成、20年には学習施設の完成を予定しているが、学習施設は藤ノ木古墳周辺の既存施設を活用するよう検討しているとの説明。

史跡中宮寺跡整備計画については、平成23年度の完成を目指しており、史跡地の買い上げが、納税猶予の手續満了が平成18年になる地権者1名を除き、17年度で大半が公有化出来ることから、18年度から20年度までの3カ年で3,500万円をかけ発掘調査、基本設計を作成予定、21年度に3,000万円をもって実施設計書の作成と、22年より着工、本体整備を7億8,400万円をもって完成させる予定であるとの説明。

町史跡駒塚古墳の整備計画については、古墳の保存と活用を図っていくため、文化庁県、橿原考古学研究所、奈良県文化財研究所などの関係機関と協議しているが、整備費用としては概算で4,500万円ほどを見込んでいる。ただし、各史跡の今後の調査等により、文化庁、県及び検討委員会の議論、協議の過程、また国、県の補助率等の不確定要素も多分に含まれており、整備完了までの期間に変更が生じるものもあるとの説明がなされました。

委員より、藤ノ木古墳整備の学習施設に関し、法務局斑鳩出張所の土地及び建物をどういうふうにご利用していくのか構想を詰め、当委員会にも報告いただき、理解を深めていくよう配慮してほしい。史跡中宮寺跡に関し、公有化は17年度で終了予定でずっと説明を受けてきた。1名の地権者が18年度に買収がずれ込むことについては、初めて耳にする。理事者側と議会、所管委員会との関係について、意思の疎通を図る十分な配慮をしてほしい等の意見が出されました。その他若干の質疑、答弁があり、当委員会としては、報告を受け、了承したということで審査を終えました。

次に、その他の審査事項としまして、大字龍田財産区（下司田池）にかかる建物収去土地明渡請求事件についてであります。

本件については、審査に入ります前に委員より、会期中に追加事案として提起しなければならない事項が発生した場合、取り扱いについては明確になっていない。緊急にこういった事案が出た場合には、たまたま所管の委員会が開かれるにもかかわらず、審議する事項にならない。我々議員の任務は、住民の期待にこたえるため、いかにして十分な審議を尽くすことが出来るかどうかである。追加予定事案の説明ということなのか。あるいは、議案の審査という立場なのか。委員会において審議する限りにおいて、その

性格を明確にして審議を始めていく必要がある。位置付けを明確にしてほしいとの意見があり、6月議会の追加議案の説明として受け止め行っていくが、委員の皆さんの十分な理解が得られるような質疑を活発にしていきたい旨を表明し、理事者より説明を受けました。

まず、大字龍田財産区に係る訴訟事件の一連の経緯について集約した説明があり、次に、本和解案の骨子について、1つに、被告に対し原告は解決金として1,500万円を支払うこと。2つに、建物及び栈橋等の工作物の解体撤去は被告において行うこと。3つに、土地明け渡しの期限は、和解した日より6カ月以内とするものの3点がある。そして、和解事項のそれぞれの項目について説明がなされました。4項目めの解決金1500万円の算出根拠については、公共事業等の移転補償費の算出法により算定されたこと。5項目、建物等の解体撤去の担保として274万円を保留しておくこと、10項目にわたって説明を受けました。

また、大字龍田財産区が支払う解決金は、財産区所有の土地2筆のうち堤塘部分1筆948平方メートルを町に売却することによって得た代金2,161万5,000円でまかなうこと。財産区財産を売却出来る法的根拠、すなわち地方自治法第238条の5第1項の規定によること。また、売却額の算定方法は、池を宅地化した場合の評価額から、造成経費等を控除したものを評価額とし、池の隣接地が1坪35万円を取り引きされている事例をもとに、土盛り費用、整地費、地盤改良費、ヘドロ撤去処分費、擁壁等工事費の造成費を控除、さらに接道していないことから、無道路補正、通路開設補正、奥行価格補正を行い、平方メートル当たり2万2,800円と算定し、面積948平方メートルであることから、2,161万4,400円となり、2,161万5,000円を算出したこと。そして、弁護士成功報酬として420万円、解決金として1,500万円、危険防止啓発看板等の作製費として10万円、フェンス等の設置及び水路改修工事費として133万円、今後の維持管理及び補修費として98万5,000円を留保するという内訳の説明がなされ、訴訟の和解、一般会計補正予算（第2号）、大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）の3議案を追加上程したい旨の報告がありました。

委員より、弁護士成功報酬420万円の明細についての説明を求められましたが、最終日の上程の段階で資料として付け加えるとの答弁、また、経緯の要約について、議会との関係については一切ふれられていない、また裁判の経緯についても意思の疎通を欠いているとの質疑があり、理事者側より、委員会とも十分相談し、また経緯を報告しな

ければならなかったという反省に立っているとの答弁がありました。また、全議員の理解を深めるため、財産区財産処分の法的根拠や金額の算定方法を参考資料として文書で出してほしいとの要望があり、最終日に渡したいとの答弁がありました。また、今後の住民との関係、水利組合との関係について、今後どう対応していくかということについて質疑があり、この裁判が解決した時点で今後の管理について順次明確な方向を定めてまいりたいとの答弁がありました。その他若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされ、当委員会としては追加議案として提出が予定されているものとして、あらかじめ説明報告を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項であります。

1、斑鳩町財政健全化検討住民会議について。斑鳩町財政健全化検討住民会議設置要綱（案）が出され、委員より、往々にしてこのような会議は各種団体の長が委員として選ばれるが、今回の選出はどうか。7月中旬に立ち上げると言われたが、大幅に遅れているのではないのか。町の積極性が疑われるとの指摘がなされました。

2、青色防犯パトロールの実施について。犯罪や事故、地域の防犯意識の高揚、犯罪抑止機能を高めるため、西和警察署の認可後、職員による定期的パトロール等を行うとのこと。

3、子ども模擬議会について。平成17年8月11日に、町内の小学6年生、中学1年生の約20名の児童生徒の参加により、第11回子ども模擬議会を開催する予定であること。

4、斑鳩町の子ども読書活動推進計画について。平成15年7月奈良県子ども読書活動推進計画の策定に伴い、斑鳩町でも計画書を策定した。この計画書を活用し、子どもの読書活動の推進に努めていきたいとのことの各報告がなされました。

その他として、委員より、小中一貫教育の取り組みについて。所管委員会である当委員会に相談なり報告がなされていない。そのことについて教育委員会の認識は。また、広報に避難箇所の一覧が出ていたが、災害は、地震、火災、風水害等色々あると思うが避難所の耐震性、管理者、それぞれの災害に避難箇所として適応出来るのかとの質疑があり、小中一貫教育の取り組みは、昨年、一昨年と2年間にわたって協議、調査研究なされた答申等について、議員の皆様へ配付させていただきたい。耐震が整っていない避難所もあり、また風水害時には不適切な避難所もあり、ケース・バイ・ケースとして避難指導していきたいとの答弁がありました。

以上が総務常任委員会の報告であります。なお、詳細については会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。９番、浦野委員長。

○水道決算審査特別委員長（浦野圭司君） それでは、水道決算審査特別委員長報告をさせていただきます。

６月１４日に水道決算審査特別委員会を開催し、本会議から付託を受けました認定第１号 平成１６年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、最初に辰巳代表監査委員から、決算審査意見書に基づく報告を受けました。

その内容は、平成１６年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成され、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示されていると判断出来ると報告され、また事業の概要では、収益的収支、資本的収支とも水道事業全般的に比較的安定した状況下であり、内容の濃い好決算であるとの報告がありました。

一方、１つに、給水収益の未収計上がやや保守的になり過ぎていること。２つに、資産の改修更新時に、旧設備の解体撤去費が必然的に生じるが、これが更新設備の取得価格に含まれているのは、再考が望まれること。３つに、会計実務面では、資産の個別管理をさらに徹底すべきである点と、決算実務において、日常の簿記会計の手続における最終資産表から決算修正処理の手続一覧で示すような表形式を備えておくことが望まれること等の指摘がありました。

監査委員の決算審査意見書の報告後、各委員に質疑を求めたところ、特段に質疑はありませんでした。

続いて、理事者より、平成１６年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けました。

その内容は、１つに、業務状況では、契約件数が前年度より９７件増加し、９、９０６件となり、年間給水量は前年度とほぼ同程度であったこと。また、平成１５年度より２カ年で水道管路情報の整理事業を行い、その事業費として全額緊急地域雇用創出特別交付金を活用したこと。２つとして、建設改良費のうち、配水設備では、各地域への給水に必要な施設の整備に努め、石綿管の更新は９５３メートル実施出来たこと。また、取水設備では、ケーシングの更新工事等適切な維持管理に努めたこと。３つとして、財政状況での営業収支は、５、４９２万１、４１７円の営業利益となったことの報告がありました。総括として、契約件数は増加しているものの、人口の伸び悩み、節水意識の向

上により、水需要が伸びない状況の中、石綿管や経年塩ビ管の更新に努め、正常な水道水の安定供給に努めたいと報告されました。

これに対して、委員からは、まず水道有収率が下がっている点、また代表監査委員からの指摘事項についての反省、改善等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

続いて、委員から、第1浄水場目安地区で過去にあった地元との協議で、取水が一部農業用水に使用されており、この維持管理費用は町が水道会計より負担している。この負担金は一般会計から支出するのが本来の姿でないのかとの質問があり、理事者より、再検討するとの答弁がありました。

さらに、委員から、老朽管の改良工事と下水道工事との関連について、災害時のライフライン確保について、上水道の水質について、浄水場の安定水量確保について、配管経路のコンピュータ管理について、地震に対する耐震管採用について、県営水道からの取水に係る契約について、不納欠損について、老朽管による自然発生事故について、入札業者について等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

さらに、委員から、配管経路のコンピュータ管理は、ベースとなる地図が存在しないので、地図作成が先決であること。代表監査委員の意見を忠実に改善策に取り入れること等の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

最後に、委員から、有形固定資産明細書の中で、白石畑飲料水供給施設用地が売却されているが、このことは事前に議会の了承を得ているのかとの質問に、理事者から、この了承は得ていないと報告され、陳謝されました。

以上、審査の後、認定第1号 平成16年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りしたところ、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして委員長報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第34号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第34号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この議案の要旨、1、個人住民税の①にございます人的非課税範囲の見直しについては、この改正部分につきまして、特に老年者控除廃止、65歳以上の公的年金等控除の縮小に続き、今度は住民税へと高齢者への連続的な課税強化となる地方税法改正によるものですが、これにより事実上非課税だった多くの年金生活者が課税対象となり、納税を迫られる上に、各種社会保険料がふえるなど、何重もの負担増という重大な影響が出てくることが予想されます。全国で課税対象になる方が100万人と言われる中、斑鳩町でも640人が増税になるだろうと見込まれております。

非課税から課税となることで、老人医療費ではマル老から外される。また、介護保険料においても、ご夫婦であれば共に保険料の段階がアップしてしまう。また、月々の高額医療費の限度額は倍以上になってしまう。国民健康保険税の軽減にも影響が出てくるなどなど、本当に大変な負担となります。

このことにつきましては、私は、特に国の政策が間違っているのではないかということ強く感じているわけなんです。控除対象配偶者ありの場合、年金所得73万6,001円で住民税の均等割が課税され、105万1円で所得税と、また住民税の所得割も課税というふうになってまいります。また、控除対象配偶者なしの場合でも、特にこの場合年金所得28万1円で住民税の均等割が課税され、73万6,001円で所得税が課税となり、住民税の所得割も課税となります。所得税と住民税を払って、国民健康保険税、介護保険料、医療費などを支払っていけば、ひょっとすると生活保護受給世帯を下回る可能性があるのではないかというふうに考えます。例えば、70歳以上のご夫婦で生活保護を受けておられる方の標準的な保護費は14万4,620円で、年間173万5,440円という受給がございます。こういった、今後、生活保護受給家庭を下回ってしまい、これまで生活保護を受けてなかった方まで生活保護を受けなければならないという状況になってくることはないだろうか、そんな心配もしております。ましてや、生活保護の財源についても今後の動向をしっかりと見ておかななくてはならない中で地方としては見過ごせない改正であるというふうに私は考えております。

また、これが行われますと、定員管理を強いられ少ない職員数で行政に当たっていただいている状況にある中で、これらに該当する町民の方からも今後多数の問い合わせや

相談が寄せられるのではないかと予想されますので、その対応については十分ご配慮していただきたいというふうに思います。

さらに、この要旨の個人住民税の②にございます給与支払報告書提出対象者の範囲の見直しということが第28条関係ということで書かれておりますが、この範囲の見直しにつきましても、もともと企業などが本採用を控えフリーターをふやしてきた根本問題抜きの姑息な徴収強化策ではないかというふうに私は大きな疑問を感じているところでございます。

こういったことから、この改正につきましても、私は反対という立場をとらせていただきたいと思いますというふうに思います。議員皆様にはどうぞご理解いただきたいということで、私の反対討論とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 議案第34号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛成の立場から意見を申し述べます。

我が国の歴史的な転機とも言うべき構造変化に直面する中で、様々な分野の構造改革が急務となっており、税制面においても、近年の改革の流れを踏まえ、引き続き「あるべき税制」の具体化に向け取り組みを進めていかなければならないという認識のもと、今回の税制改正が行われたものです。住民税関係の改正では、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止がありますが、この措置につきましても、昭和26年に設けられたものであり、その後、国民皆保険制度の確立など、高齢者を支える社会保障制度が充実してきており、創設当時と比べ経済社会の構造変化が見られております。そのような中、制度創設時と比べ、平均寿命が大幅に延び、健康状態も格段に向上しており、経済的にも豊かになっていると考えられます。

このような背景のもと、年齢だけを理由に高齢者を優遇する本制度は、見直す必要があります。そういった視点から、今回の改正は、決して高齢者を不利に扱うものでなく年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うこと、また現役世代と同じように扱うことから、この改正は必要であると考えております。

なお、この改正による税負担の急激な増加に配慮し、平成18年度から3年間で段階的に廃止することとしており、税負担の増加に配慮した措置と言えます。

また、給与支払報告書提出範囲の見直しについては、近年、正規の雇用者の割合が低

下傾向にある一方で、パート、派遣労働者、契約社員等の非正規の雇用者の割合が上昇傾向にあることから、雇用形態の多様化に対応するため、今回見直しを図られるものであり、税収の確保の面からも評価出来るものであります。

最後に、固定資産税関係の改正では、住宅が震災等の理由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により、当該土地を住宅用地として使用出来ない場合、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶ場合、避難指示等の解除後3年分まで住宅用地とみなす措置が講じられるものであります。この改正についても必要な措置であり、評価をするものであります。

以上、申し上げました理由により今回の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について私は賛成するものであります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第34号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第35号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第36号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第36号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第37号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第37号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第38号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第38号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第39号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議案第39号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第40号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番(西谷剛周君) 議案第40号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

財政難の折、ごみの減量化やリサイクルにより、斑鳩のごみにかかるごみ処理費用を軽減するため、町民皆さんにごみ処理費の一部を負担していただくということで、ごみ有料化を町は打ち出しました。そして、町の指定ごみ袋を有料化とし、年間3,000万円以上に町は収益を得ています。しかし、町民皆さんが買い求めた町指定ごみ袋代金約3,000万円は、目的であるごみ処理費用にはほとんど使われず、ごみ袋の作製費や助成金、販売手数料や配布手数料などに消えているのが現実であります。これでは、真のごみ減量化やリサイクルにはつながらず、行政と住民とでいかに公金をかけずごみ処理費用を削減出来るかという原点に立ち返るべきだと思います。

今日の新聞でも、朝日新聞の中で、「リサイクルで貧乏」という形で見出しが出てお

りました。この中で、記事の中では、名古屋市が処理費用について、これは収集保管コストの費用なんです、名古屋市の場合には、プラ容器の収集保管コストは、キロ当たり93円、ペットボトルは131円、可燃ごみの56円を大きく上回り、容リ法関連の費用は、ごみ処理費全体の6分の1に上るということで書いてあります。

結局、片方で、資源ごみやからということで町は無料にしている。そういう考え方というのは、ごみ処理費用というのは、資源物ごみであっても処理費用はかかるわけですから、そういうことからすると、片方を有料にし片方を無料にするという、この考え方もおかしいですし、私は、出来るだけごみになるようなごみ袋はつくらない。そして、しっかりと分別を徹底するようなシステムを早急に構築するべきであると私は考えますよって、この条例案には反対いたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 議案第40号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の改正は、ビニール類を分別して以来ずっと埋め立てをしてきたということに問題がある。ただいま反対討論をされた議員をはじめ、私もそうですし、また多くの議員が、これは懸案事項として町に研究を求めてきた、そういった問題を解決するものが主なものであるというふうに私は考えております。

私は、もともとのこの条例が提案されました時に、ごみ処理有料化になることに反対をした経過がありますが、賛成多数で条例が可決した後も、ごみ処理費は、交付税算入もあり、住民税もいただいていることから、ごみ処理については税金の三重取りになることから、町に対しましても、町民からいただきましたごみ袋代金については、処理費に充てるのではなく、斑鳩町の環境問題、また地域への還元などに充てるべきであるというふうに主張してきた結果、ISO14001の認証取得、学校などでの環境学習、ごみのゆくえ探検ツアー、ごみステーションの設置、生ごみ処理機の助成金の拡大など取り組んできたことについては評価の出来るものであるというふうに考えております。

また、今、反対議員が申されておりましたごみ袋代をごみ処理費用に充てるという、そういった考え方は当初から町は一度もそういう説明はしてなかったと私は思っておりますし、私自身もこういった処理費用についての地域への還元、住民への還元というこ

とを強く主張してきましたし、また資源物のリサイクルというのは、私は事業者責任をもっと追及すべきだということも主張をしてきました。

ですから、町の方も、この資源物のごみ袋については、条例が出来た当初から、ごみの減量化のため徹底したリサイクルを行うことを目的とし、住民に手間暇をかけていただくことをお願いしなければならないとして袋をお渡ししてご協力を願うというふうに私は理解をしてまいりました。

今回の改正に伴いまして、ビニールごみをリサイクルするということにつきましてはリサイクル率を一定まで上げなければならないということが生じてまいります。これまでビニールごみを分別して私たちは出しておりましたが、これまでの分別以上に住民の皆さんに負担を、手間暇をかけるということになることから、袋をお渡ししてご協力をお願いするというにつきましてはもっともなことであるというふうに考えるところです。

ただ、住民の方からの要望としましては、1つには、少しでも経費の節減を図るため住民の分別の定着状況を見、透明の袋に書いてある文字をなくしていったらどうか。透明袋の使い回しが出来れば非常に便利がよい。2つには、ステーション化の徹底を図り資源物について出来るだけごみ袋を使わない方向へ持って行ってほしいなどというような住民の皆さんからのご意見もいただいているということも付け加えさせていただきます。

また、厚生常任委員会でお出されておりました意見や要望についても十分検討されるようお願いいたしまして、今回の改正についての私の賛成討論とさせていただきます。議員皆様のご理解よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって議案第40号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第41号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第41号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、認定第1号 平成16年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって認定第1号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、報告第6号 平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第6号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第7号 平成16年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公

共下水道事業特別会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第7号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、報告第8号 平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越し計算書の報告について(一般会計)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第8号については、満場一致で了承いたしました。

ここでお諮りいたします。皆様のお手元に配付いたしております追加日程1、議案第42号 平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解について追加日程2、議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について追加日程3、議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算(第1号)についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第42号 平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解について、追加日程2、議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、追加日程3 議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算(第1号)についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

お諮りいたします。追加日程1、議案第42号 平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解について、追加日程2、議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、追加日程3、議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算(第1号)については、会議規則第37条の規定により、一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省力することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、追加日程1、議案第42号、追加日程2、議案第43号、追加日程3、議案第44号を一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第42号 平成11年（ワ）第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解について、そしてこれに関連いたします議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）について、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第42号 平成11年（ワ）第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解についてであります。

議案書を朗読させていただきます。

議案第42号

平成11年（ワ）第564号建物収去
土地明渡請求事件にかかる和解について

標記について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

議案のご説明をさせていただきます前に、少しお時間をいただきまして、大字龍田財産区にかかる訴訟事件の一連の経緯につきまして、集約したものを簡単ではございますがご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、添付いたしております資料1、「大字龍田財産区（下司田池）にかかる訴訟事件の経緯について」をご覧いただきたいと思っております。

本訴訟事件の相手方である釣り池につきましては、財産区設立以前から、下司田池水利組合との間で賃貸借契約が結ばれ、釣り池として今日まで占有されてきたものでございます。昭和52年ごろに、地元幸進町自治会より、ため池の決壊した場合の補償問題が提起され、あわせて危険防止の要望があり、これをきっかけとして、ため池の補修工事の費用をため池の一部を売却することにより捻出するため、当時共有地であったため池を、議会、県とも協議する中で、大字龍田財産区として管理することになったもので

ございます。

その後、平成8年に、地元住民より、駐車場や池の放水の騒音、また地下水の汲み上げにより地盤沈下が起きているのではないかとの陳情が寄せられ、地元自治会、釣り池水利組合の間で話し合いが持たれましたが、解決に至らず、財産区と水利組合が協議いたしまして、平成10年6月末をもって、水利組合が釣り池と締結いたしておりました賃貸借契約を解除し、明け渡しを求めております。

その後におきましても釣り池を営業されていたことから、議会ともご相談を申し上げ平成11年6月議会に、「訴えの提起について」の議案を提出し、6月17日、総務常任委員会の可決、同じく22日に議決をいただき、同年10月12日に明け渡しを求める訴状を奈良地方裁判所に提出いたしました。この訴状につきましては、資料7としてその写しを添付させていただいております。

同年12月7日に第1回の公判が開かれ、今日まで5年半にわたります長い年月を費やし、延べ43回の裁判が持たれております。そして、その間、裁判官より和解してはどうかとの勧めもあり、また平成14年9月20日の総務常任委員会におきまして、基本的な対応措置としてのご確認をいただきました。3つの基本姿勢に従って和解に向けた話し合いを進めてまいりました。

しかしながら、双方の主張に隔たりが大きく、平成15年10月14日の第29回の公判において、裁判を裁判官3人による合議制に変更され、裁判長より、判決を出せるところまで審理を進め、最終的に和解するかどうか尋ねるとの意向が示されました。

これを受けまして、同年の11月19日の総務常任委員会におきまして、今後の和解の話し合いを継続したとしても、到底、和解に至るような状況にないという判断から、今後は裁判の審議を十分に裁判所によって尽くしていただき、判決をいただきたいとの意向を申し上げたところでございます。

平成16年7月7日の第35回公判をもって審理が終結し、裁判官より、次回に和解をするかどうか尋ねるとの意向が示されました。そして、同年の8月25日の総務委員会におきまして、その旨をご報告申し上げたところでございます。

同じく同年の9月8日の36回公判におきまして、被告より和解条件を提示したい旨の発言があったことから、裁判官はこれまでの経緯から直ちに判決としない意向を示されました。

そうしたことから、同年9月15日の総務常任委員会におきまして、判決をいただき

たいとのことであったが、被告側から最後に和解条件を提示されるということであり、提示されましたら、その内容を見てまいりたいとの考えを申し上げたところであります

同年の10月14日の第37回公判にて、被告側より和解金額の提示がありましたことから、同年11月26日の総務常任委員会におきまして、「相手側と交渉させていただき、しかるべき和解条件となり、理解を賜りましたならば、和解への方向へ進んでまいりたい」との考えをご相談申し上げたところ、慎重にご審議をいただき、「大字龍田財産区（下司田池）にかかる建物収去土地明渡請求事件について、相手側が求める和解協議に応ずるかどうかは、委員会議論を参考に顧問弁護士とも十分打ち合わせ、町長の判断に委ねる」との取りまとめをいただいたところでございます。

財産区といたしましても、相手方よりこれまでになく譲歩の姿勢を見られたことから和解により早期に裁判を終結出来るのではないかと考えまして、再度和解の話し合いを行うことといたしました。

その後、双方の話し合いを行った結果、被告側におかれましては、非常に大幅な譲歩の姿勢が示され和解の可能性が出てまいりましたことから、本年5月20日の総務常任委員会におきまして、6月6日に予定されている次回の協議の場におきまして、双方和解の合意に達しましたならば、6月の会期中にも、和解について、及びそれにかかります補正予算をあわせ3件の議案を追加議案として上程したい旨を申し上げたところでございます。

去る6月6日、6月議会の初日の日に公判がございまして、和解内容について、双方基本的に合意に達しましたことから、このたび和解に関する議案について追加上程をさせていただいている次第でございます。

なお、去る6月16日開催の総務常任委員会において、和解の内容及びそれにかかります一般会計及び特別会計の補正予算につきましてのご説明もさせていただいております。

以上が、簡単でございますが、大字龍田財産区（下司田池）にかかる訴訟事件のこれまでの経緯でございます。

それでは、本議案の内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の方へお戻りいただきたいと思っております。

和解の骨子は3点ございまして、まず1点目は、被告に対し原告は解決金として1,500万円を払うこと。2点目は、建物及び棧橋等の工作物の解体撤去は、被告におい

て行うこと。3点目は、土地明渡期限を、和解した日から6カ月以内とすることという内容となっております。

和解事項の内容について順次ご説明を申し上げますと、まず1番目といたしまして、被告は、原告に対し、平成17年12月27日限り、別紙物件目録1及び2記載の各土地（以下「本件土地」という。）上に存する同目録3記載の各物件を収去して、本件土地を明け渡すというもので、12月27日といたしましたのは、和解にかかる議会の議決が前提条件でありますことから、一応裁判所において6月27日に公判が予定されており、この日から6カ月を期限としたものでございます。釣り池については、廃業されるということもお聞きしておりまして、事業の整理に必要な期間として6カ月を見込んだものでございます。

次に、2番目として、被告は、原告に対し、本件土地を権原なく占有していることを認めるというものでございます。

3番目は、原告は、被告に対し、本件土地の明け渡しを、平成17年12月27日まで猶予する。これは、1番目で申し上げましたとおりでございます。

4番目は、原告は、被告に対し、本件解決金として金1,500万円の支払い義務のあることを認めるということで、財産区は被告に対して1,500万円の解決金をお支払いするものでございます。解決金1,500万円とした考え方でございますが、恐れ入りますが、資料2、「補償額総括表」をご覧いただきたいと思っております。

解決金の算定に当たりましては、公共工事等に際し立ち退きを求める場合の移転補償費を参考にさせていただいております。補償費の算出には、裁判所に提出されました写真、図面等の証拠書類を使用いたしまして、概算であります。移転補償費を約1,620万円と算定いたしました。

その内訳でございますが、建物、その他の工作物にかかる補償額といたしまして527万円。これには、後ほどご説明をさせていただきます解体撤去費274万円も含まれたものでございます。また、営業補償といたしまして、廃止補償で計算いたしますと、池に放流をされておりますヘラブナの売却損など合わせまして1,093万円となっております。ここで算定をいたしました補償費は、被告から提出されました証拠書類をもとにしていること、ヘラブナの売却損についても、想定で最大限の見積もりをしていることから、解決金は決して1,620万円を超えるものでなく、ここから幾分か減じた金額が妥当であると判断したものでございます。また、今後の財産区会計の見通しを考え

ますと、草刈り等の維持管理費はもちろんのこと、ため池の補修費用や適正な維持管理のためのフェンス等の維持補修費用を留保しておく必要もあり、これらのことを考え合わせ解決金1,500万円とさせていただいたものでございます。

次に、5番目でございます。1,500万の支払い方法を定めておるものでございまして、原告は、被告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、被告方に持参または被告の指定する銀行口座に送金して支払うということで、1つ目は、平成17年7月27日限り金1,226万円を支払う。2、被告が第1項を履行した時は、速やかに金274万円を支払うということで、ここにいう274万円といいますのは、建物等の解体撤去に要する費用でございまして、被告が解体撤去をするまでの間、解体撤去の担保として留保しておくものでございます。

6番目として、被告が平成17年12月27日限り、第1項記載の別紙物件目録3記載の各物件の収去を完了しない時は、被告は、原告に対し、前項2の解決金274万円を請求する権利を放棄するというので、万が一被告が解体撤去をされない場合は、その費用をもって財産区が解体撤去を行うということとなります。

7番目についても同様で、被告は、原告に対し、平成17年12月27日を経過した後、本件土地上に残置した物件のある時は、その所有権を放棄し、原告がこれらをいかように処分しても一切異議を述べないといたしております。

8番目につきましては、原告は、被告に対し、本和解成立の日から被告が第1項の義務を履行するまでの間の賃料相当損害金の支払い義務を免除するとして、和解後から明け渡しまでの間の賃借料については求めないといたしております。これは、次項とも関連いたしておりますが、9番目といたしまして、原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するものであります。

最後に10番目といたしましては、訴訟費用は各自の負担とするということを定めております。

次のページには、別紙物件目録がついておりますが、ここでは、1と2に明け渡しを求める土地について明記しております。

また、3には、撤去すべき物件について明記いたしております。ここで・をご覧いただきたいと思いますが、ただし書きといたしまして、上記・から・までの各物件のうち土地の定着物である上記・の建物の基礎、コンクリート杭、階段、舗装された通路、門扉及び金網フェンス並びに上記・の釣り池棧橋の基礎木杭を除くといたしております。

コンクリート杭及び棧橋の木杭につきましては、これを撤去いたしますと地盤が動くことも懸念されますことから、付近住民の方にご迷惑をおかけしてはならないと思慮いたしまして、解体撤去を免除させていただいたものでございます。

なお、このたびの和解は、裁判上の和解といわれるものでございまして、民事訴訟法第267条に定められた和解となっております。今後、この和解案について議会の議決を賜りましたならば、その後裁判におきまして、この和解内容が裁判調書に記載をされまして、その記載内容につきましては、確定判決と同じ効力を有するものとされておるものでございます。

以上で、平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第43号

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました訴訟の和解に当たり、大字龍田財産区が相手方に支払います解決金、弁護士への成功報酬の支払い等の用に充てるため、大字龍田財産区所有の池の堤塘部分を町の一般会計で買収することとしておりますそれに必要な予算措置を講ずるものでございます。

それでは、予算に関する説明書によりましてご説明をさせていただきたいと思ひます恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費で、大字龍田財産区所有の池の堤塘部分を町が取得する費用として、公有財産購入費2,161万5,000円の追加補正と、その財源として同額を第12款予備費から充当させていただき補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料3、大字龍田財産区財産の物件目録をご覧いただきたいと思います。

ます。買い上げをいたします土地につきましては、財産区が所有いたしております3,890平方メートルのため池と948平方メートルの堤のうち、今回龍田西6丁目1265番の5の堤の分を買収するものでございます。

次に、資料4、「斑鳩町一般会計予算をもって財産区財産を買い上げることに ついて」の資料をご覧いただきたいと思ひます。

町が財産区財産を買い上げます考え方についてでございますが、地方自治法第294条による財産区につきましては、同法において、西和消防組合や三室休日応急診療施設組合などの一部事務組合と同様、特別地方公共団体に分類されております。

したがいまして、普通地方公共団体たる斑鳩町とは、法人格が異なり別法人として取り扱われるものでございます。このことから、斑鳩町と大字龍田財産区との間において金銭消費貸借契約であるとか土地の売買契約を締結することが可能でございます。

さらに、財産区につきましては、普通地方公共団体に適用されます財産に関する規定として、地方自治法第294条の規定が準用され、この場合、大字龍田財産区が所有するため池は、条例の定めを必要とする公の施設とはならないことから、普通財産として分類されるものであり、普通財産の管理及び処分を定めた地方自治法第238条の5第1項の規定により、売り払うことができるものでございます。

大字龍田財産区につきましては、ご承知のように、財産区議会または総会、あるいは財産区管理会を有しておらないことから、今回のような財産処分に当たりましては、財産区特別会計に予算計上し、財産区のある市町村、すなわち斑鳩町議会において予算議決をいただくことにより財産処分をすることが出来るものでございます。

次に、土地代金の算定についてでございますが、資料5の「土地売買価格の算定について」をご覧いただきたいと思ひます。

本来、財産を処分、あるいは取得をする際には、適正な対価をもってすることになりますが、池の売買実例もほとんどないため、比較水準がなく、不動産鑑定士においても池の鑑定評価をすることは非常に難しいとされております。あえて鑑定評価をするならば、宅地化した場合の評価、つまり宅地としての評価額から造成経費等を控除したものを評価額とする方法が考えられるとお聞きしております。そのようなことから、不動産鑑定士に鑑定評価をお願いしましても、時間も費用も相当かかりますことから、宅地化した場合の価格の算定方式に基づき算定をさせていただいたものでございます。

また、評価をするに当たりまして、今回の取引にかかる堤部分だけで行うものでなく

将来的にはため池部分との一体的な土地利用が可能となることも考えあわせまして、ため池全体の評価をいたしております。

宅地としての評価額でございますが、昨年に下司田池のほぼ隣接において1坪当たり34万5,000円で取引をされている事例がありましたので、それをもとにいたしております。これから、土盛費用、整地費、地盤改良費、ヘドロの撤去処分費、擁壁等工事費の造成費を控除し、さらに下司田池には接道する道路もないことから、固定資産の評価をもちます無道路地補正、通路開設補正を乗じ、また道路から奥行きによる奥行価格補正を行いまして、平米当たり単価を2万2,800円と算定し、この単価をもちまして積算いたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算書を朗読させていただきます。

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年6月22日 提出

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第44号

平成17年度斑鳩町大字龍田財産区

特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年6月22日提出

斑鳩町長 小城利重

本補正予算は、先ほどから申し上げておりますとおり、当財産区が提訴いたしております訴訟事件が和解することとなりまして、和解にかかる解決金の支払い等の費用を捻出するため、当財産区所有の池の堤塘部分を町に売却し、和解にかかる解決金等の支払いを行うこと等を内容とする補正予算をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入予算の補正からご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第3款財産収入、第1項財産売却収入、第1目不動産売却収入として、町への土地売却代金2,161万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、5ページへお移りいただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、弁護士成功報酬といたしまして、委託料420万円。これにつきましては、資料6の「見積書」としてその積算に関する資料を添付しており、その内容の明細に記載されておりますが、簡単にその内容をご説明申し上げますと、まず訴訟事件の概要でございますが、この訴訟につきましては、原告財産区が所有する下司田池の土地、4,838平方メートルでございますが、土地を建物所有目的にて賃借していると主張していた被告との間の訴訟と、訴訟の対象物が、下司田池の土地明け渡しと、同池の地上において被告によって建設された建物、栈橋、その他の多数の物件を収去することを請求した事案でございます。

弁護士の報酬額の計算に必要な本件訴訟の経済的収益の算出でございますが、2通りありまして、まず1つ目につきましては、池全体の時価評価の資料として、本件訴訟に提出された不動産鑑定士作成の評価意見書により試算いたしました。

1つ目には、池の現況の土地評価額、平米当たり5万円によれば、面積が4,838平方メートルでございますので、2億4,190万円と評価される。なお、土地賃貸借関係の係争については、土地の時価は2分の1で算定するというところでございますので1億2,095万円となります。下司田池の敷地内の建物、栈橋等の物件の評価額は、先ほど申し上げました意見書に基づくこの評価額は、合計405万5,000円となっております。本件訴訟では、和解の解決金1,500万を被告に支払うということから以上によりそれで差し引きいたしますと、本件訴訟の終了により原告財産区の得た経済的収益は、合計1億1,000万円となるものでございます。

それにつきまして報酬金の標準額を算出するものでございますが、これにつきまして

は弁護士報酬規定に基づき算出したしておりまして、経済的収益が1億1,000万円
でありますので、798万円となるものでございます。

報酬金の加算でございますが、本件訴訟では、訴訟提起から現在まで著しく長期の審
理期間を要したこと、合計43回に及ぶ多数の裁判期間を要したという複雑困難にして
大規模な訴訟事件であったことから、一般的な通常の訴訟事件に比べ、弁護士報酬規定
に基づいて30%程度増額するのが相当の事案だと判断されることから、標準額に3割
増しをいたしまして1,037万と試算されるものでございます。この算定につきましては、
無理のない妥当な報酬であると判断されております。

次に、もう1つの考えでございますが、原告財産区から町が買収する本件土地単価2
万2,800円、これ平方メートル当たりでございますが、これで試算いたしますと、
池全体の評価につきましては、単価面積を乗じまして1億1,030万6,400円と
なり、この土地の賃借権の経済価格は、先ほど申し上げましたように2分の1というこ
とでございますから、5,515万円となります。敷地内の地上の物件等の評価につき
ましては、前述のとおり405万5,000円でございます。本件訴訟での和解の解決
金1,500万を支払うということになります。そういったことから差し引きいたしま
すと、本件訴訟の終了により、原告財産区の得た経済的収益は合計4,420万円とな
るものでございます。

これに基づきます報酬金の標準額につきましては、先ほど申しましたような弁護士報
酬の算定に基づき算定いたしますと、403万円となるものでございます。

同じく報酬金の加算でございますが、30%を加算いたしますと、523万円と試算
されるものでございます。この試算額は、本訴訟の対象たる下司田池が大規模な物件で
あることや著しく長期間の訴訟継続期間に多数回の審理裁判期間等を考慮すると、一般
的には下限の報酬であるということでもあります。

以上、2つの案により算出されておりましたが、原告財産区の財政事情にも相当程度
配慮される等により、これらの試算金額より大幅に縮減した報酬請求額といたしまして
420万円の提示があったものでございます。

そういった内容の資料等を添付させていただいております。

和解にかかります解決金として、補償補てん及び賠償金1,500万円の追加補正、
また第2目財産管理費では、建物収去後の財産区財産の適正かつ安全な管理を行うため
危険防止啓発看板等の作製費として、需用費の消耗品費で10万円、フェンス等の設置

工事費及び擁壁を兼ねました水路改修工事として工事請負費 1 3 3 万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、6 ページにお移りいただきたいと思います。

第 2 款予備費では、今回の補正により生じました財源 9 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、今後必要となつてまいります財産の維持管理費及び維持補修に充てるため流用させていただくものでございます。

それでは、1 ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成 1 7 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 7 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 6 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2, 5 9 4 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 1 7 年 6 月 2 2 日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

以上で、平成 1 7 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第 1 号）についての説明とさせていただきます。

これで、今回追加上程させていただきました 3 議案の説明を終わらせていただきますが、この下司田池にかかります訴訟事件につきましては、平成 1 1 年 6 月議会において訴えの提起について議決を賜って以来 5 年半もの長い年月を費やしてまいりました。この間、議員の皆様をはじめ関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしてまいりました。議員皆様には、温かいご理解とご協力のおかげをもちまして、このたびようやく解決までたどり着くことが出来ました。これもひとえに議員皆様のお力添えを賜った結果であり、改めて深く御礼申し上げます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、建物収去土地明渡請求事件が和解いたしますと、水利権をはじめとする解決すべき諸問題が残っておりますことから、今後水利組合等とも協議をさせていただき、担

当常任委員会にもご相談申し上げながらその整理を行ってまいりたいと考えております
よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。2番、松田議員

○2番（松田 正君） 今、説明を受けました。この中で、訴訟事件の経緯について説明
がまず初めにされたんですけども、これを見まして、私はちょっと疑問に思っているん
ですけども、平成16年の10月14日の第37回公判で、被告より和解金額の提示が
あったというふうにここに書かれているわけですね。この関係について、当時ですと、
私は総務委員長でもございましたし、議会で委員会の審議も携わってきているんですけ
ども、和解金額が提示されたということを知ったことがないんです。額が幾らであった
ということは、もちろんだからわかりません。とにかく和解の申し出があるということ
であるし、裁判官も和解がどうかということ強く言うからということで、次に書いて
おりますように、16年の11月26日に総務常任委員会で長い時間をかけて議論をい
ただいたという結論がここに書かれているんです。ですから、被告から和解金額の提示
があったという関係について、何ぼの提示があったんか、そしてそれはなぜ所管の総務
常任委員会に、私の記憶では報告がなかったというふうに思うんですけども、その辺の
ところはどうだったんでしょうかということが第1点です。

2つ目の関係では、特に素人なりの判断でわからんからということで特にお願いをし
ておったんですが、それは資料の4で、一般会計でもって財産区財産を買い取ることに
ついての根拠になる面が示されました。これはこれなりに受け止めたと例えばいたしま
して、財産区財産を買い上げた後、町としてはこの堤の関係について、普通財産と位置
付けて処理を考えているのか、あるいは行政財産とするのかということについて、見
解はどちらにお持ちなのかということについて確認をしておきたいと思うんです。特に
私どもの理解としては、池というのは、普通堤があって、そして水がたまるというふう
に思いますから、ため池と堤というものは一体のものであるというふうに理解をしてい
るんです。

この経緯にもありますように、池の下にあります地域の自治会が非常に危険性を感じ
て、修理をしてくれ、適切な管理をしてくれということが事の始まりになってずっとき
ているという経緯があるわけですから、今度堤だけを町が買い上げることによって、池
の水利権、その他の関係は違うということになるんですから、この辺の処理をどうい
うふうにされるんかということが、やはり周辺におる住民としては一番気がかりになるこ

とだというふうに私は思うんです。

ですから、いわゆる堤とため池とを分離をして堤だけを町が買い取る。そして、それは可能だということになっています。しかもそれは普通財産であると。普通財産でなければ買えないことは事実なんですけども、買い取った後、依然として普通財産として認識をするのか、あるいは行政財産として転売を絶対認めないという立場で、危険防止の関係と住民の不安を解消するという点できちっと購入ということになるんかどうかが一番のポイントだというふうに私は思うんですけども、この辺の考え方について一体どうお考えになるのかということをお聞きをしておきたいと思うんです。そうじゃないと、財産区財産を行政が買うた。行政は、普通財産であるから処分が出来るんやということで、第三者に転売云々ということになった時に、管理責任とか危険防止の関係についての責任を一体どう持つんかというような関係が出てきて、また住民からの色々不安があって色々な意見が出てくるんじゃないかという心配があるんですね。この辺についてどうお考えになっているかについて、買い取りが出来るんだということよりも、後の関係の管理について、分離をしてしまう、一体的であるべきものを分離をしてしまうというところに、いささか今後一体どうなるんかなというふうに思います。そのためには、いわゆる分離をすることによって水利組合との関係、それから水利権の関係、それから財産区と町との関係、色々三者の関係が入り交じってくる関係になるというふうに思うんですけども、その辺を、事後の関係ですから、具体的に所管の委員会とも相談をしてというふうには言われてはいるんですけども、一番肝心なところに私はなるというふうには思うんです。その辺に思いをいたさないと、単に和解をすること、解決ということは結構でございますということで物事を済ましてしまうほど簡単な問題ではないんじゃないかなというふうに思いますので、この点についてお聞かせをいただいております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の、平成16年10月14日の第37回公判の内容の和解金額の関係で金額は幾らかということでございますけども、これにつきましては、被告弁護士より、県損失補償基準で算定した営業補償額の2分の1に異動を合わせた、総額4,000万円の金額提示をされたものでございます。

それにつきまして、議会の方に報告がなかったということでございますけれども、その当時色々裁判の経緯がありましたことから、本来はすべてを申し上げるところござ

いますけども、そういったことで裁判の行方等を懸念する中で細かな説明をさせていただかなかったということでございますけども、本来ならばそうすべきであったことだと考えております。

それと、財産の関係で、我々といたしましては普通財産ということで、先ほど申し上げたとおりでございますけども、資料4に記載しておりますように、財産区の財産につきましては、普通地方公共団体に適用されます財産に関する地方自治法第294条の規定が準用されますことから、この場合に、大字龍田財産区が所有するため池につきましては、条例の定めを必要とする公の施設とならないことから、普通財産として分類されるということの見解に立っておるものでございます。

それと、管理関係についてのご質問でございますけども、いわゆる評価については、堤と池とは一体的なものであろうというような中で、今回堤だけを買わせていただいたということでございますけども、今後その堤につきましてはやはり適正な管理をしていかなきゃならんということでありまして、財産としての適正な、いわゆる町の財産として管理していかなきゃならない。それと、財産区の水張り部分について一体的な管理をする。財産区の管理者につきましても斑鳩町長でございますので、あわせました一体管理をしていかなきゃならんということの中で考えております。そうした中で、今後、水利権、そういった関係については、今まで水利組合と協約を結んでおりますけれども、そうした関係について今後どのようなふうにやっぱりしていくべきかというようなことのあり方についても、以前から総務常任委員会にもご指摘をいただいておりますので、そうした面についても今後色々と検討して、水利組合等とも協議する中でやられていかなきゃならんことも出てくるということで我々は認識しております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） どうも素人ではわかりにくいんですけどね、とにかく被告から和解金額が提示をされたという、裁判上で提示をされていながら、その関係については議会にも所管委員会にも、金額明示、こういうふうにして要求されているという関係は一切なかったわけですね。そのことはこの委員会でも聞きましたね。相手側はどう言っているんですか、弁護士はどう判断をしてるんですか。ところが、そのことを一切言わずに、とにかく話をさせてくれということだけを言ったわけですね。そして、今のご答弁を聞きますと、我々所管の委員会は信用されなかったわけですね。金額を明示する

こと、こういうふうに言っているということを伝えることについて躊躇されたということは、我々が信用されていなかったと。委員会は、あるいは議会は、情報を得ることが出来なかったということなんですよね。このことが第1点だと思う。そして、自分たちがひた隠しに隠しながら事を進めてきて、そして承認をせいと言っているんだということの一つ認めてほしいと思う。そうでなかったんです、これは。

それから、2つ目の問題は、今後の問題もあるんですけども、多く必要はないんですいわゆるため池と堤と一体のものだという認識に立つんですけども、どうしても資金の都合で、ため池と堤とを分散して、堤の方を財産区財産から行政が買い取ると。これも一つの方法だと思います。買い取った後、どういうふうはこの財産を維持するのかということ。これについては、行政財産とするのか、普通財産にするのかということの2つの関係だけ聞いているわけなんです。普通財産にすれば、いわゆる堤もため池の関係も皆普通財産ですから、いかようにも処置が出来るわけですね。ところが、行政財産にしておきますと、これは貸借の関係であったり売買などが出来ないわけですね。だから、出来ないというふうな枠をはめた中で町が安全危機管理をしようとするということになるのかどうか、そこが非常に大事なところだと思うんです。周辺住民の安全と安心という立場から考えると、私は安易にため池の状態のままで堤などが売買されることがあってはならないと思う。そういう関係をきっちりして、住民に安心感を与えるというふうな手立てが考えられているのかどうかということからいきますと、行政財産にする以外にないと思うんです。そういう考え方はおありなのかということをお尋ねしております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにいたしましてもおっしゃるとおりでございます、財産につきましては適正な管理をしていかなきゃならん。まだ水利権があります池でございます。そうした関係もあります。また、地域から、ある意味では消防水利の利用もさせていただいております。また、地域の住民が安心して暮らしていける、それに隣接する池でもございますから、そういったことから、十分な管理をしていくべきだと考えております。そういった中で、我々といたしましては普通財産というような分類になるかと思っておりますけども、なるとしても、いわゆる行政財産に近いような、そういったような機能を有するような財産にしてやはり管理していかなきゃならない。おっしゃることについては当然でございますので、そういった観点に立って財産管理をしなけりゃならないと思います。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。座ったままで結構ですんで、足のことがありませんんで。

○2番（松田 正君） 普通財産になるんだということでありまして、また根拠を聞くと売買幾らでも出来るんですね。賃貸の関係も出来ますね。そういう状態に置いて、安全と安心ということが確保出来るという手立てが講じられるんかどうかということが一番気になるんですよ。だから、和解に応じるとか、あるいはこういう関係で予算を組むんだということが、皆さんが専門家で、私らは予算の組み方に色々もう少し注意があるんじゃないかというふうに思うんですけども、それしか仕方がないというなら仕方がない、それでいいとして、いわゆる今後の関係について、地理的に考えてごらんささい三方は皆高いから、池の水というのは今言われる堤の方へ落ちる以外ないわけでしょう。もしも危険の管理とすればね。その堤の管理の方法なり維持管理をするについて行政側の明確な答えというものが無い限り、あの周辺にあるところの住宅は全面的に危険性にさらされるわけでしょう。しかも、今度は、財産区財産だということをいうよりも町の財産になるわけでしょう。とするなら、もう少しその辺については慎重な配慮というものがあってしかるべきではないのかな。

私は、これらの契約が皆すべて終わった後に相談するのも結構だと思いますよ。結構だと思いますけども、基本的な考え方という面を、町財産にする限りにおいてははっきりしてほしい。そういう立場に立って、三者の関係についての取り扱いというものをどう規制をしていくかということについてははっきりしてほしいというところに願いがあるんですよ。

だから、そういう関係について、素人なりに、そんなことは心配ないんやというふうに言われるならそれでも結構ですよ。しかし、先ほど言いますように、信用されない我々でありますから、我々がまた皆さん方を信用せいと言われても無理があるんですね。ということから、今日まで何回となくこれは議論してきた。この問題については、事件発生から今日までずっと私は携わってきたつもりなんです。精一杯何とか円満な解決の方法ということで、皆さんとも接触してきたつもりなんです。これほど議会の側を軽視した態勢、あるいは信頼されない取り扱いというものが尽くされて、なおかつ今後の扱いについて、住民の安心と安全という立場から見て的確な答弁をいただきたい、ただそのことだけを願っているんです。だから、そういう立場で、思いつきではなしに、しっかりとお答えをいただいております、こう思います。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、ご指摘によります平成16年10月14日の被告側から出ました和解金総額4,000万円の件につきまして、担当常任委員会に報告しなかったということに対して、質問者は非常に連携が保っていないんじゃないかというご指摘でございます。

我々といたしましては、平成16年7月7日の公判時におきましても、判決を望んできたという状況でございます。平成16年10月14日において被告側から、総額4,000万の和解金額の提示がございました。しかし、判決を望んでいるということからそれを受け入れするということは考えなかったということから、委員会にこの点についての詳細な報告はしておらないわけでございます。

しかし、平成16年11月26日の委員会におきまして、裁判所からさらに和解に応じるようにというような指示もございましたので、担当常任委員会にお諮りさせていただいた経緯がございます。そこで和解に応じていこうということになったわけでございますので、松田議員がおっしゃるように、議会を軽視したとか、議会が信用ないから言わなかったとか、そういうようなことは絶対ないということでご理解願いたいと、このように思います。

解決後におけます堤塘管理等につきましては、やはり議員がご心配されているとおりでございますので、我々といたしましては、昭和55年に締結いたしました協約、また平成10年6月16日の議会からの要請等を踏まえまして、今後十分な管理をしていくための検討をしてみたいと思いますし、やはり今ご指摘のように、池の堤防でございますから、その下流におられる住民の方々が非常に不安に思っておられるわけでございます。決壊したならば、やはり大きな被害を被るということもございまして、そういうことにならないようなきちっとした管理をやっていかなければならない、このように思います。

ただ、これにつきましては、議会とも十分相談いたしまして、どの方法が一番ええやろかということ、この問題が解決した後お話をし、そして協議に応じていただきたいと、このように思っておりますので、いずれにいたしましても管理面はこれから一番大切な重要な問題でございます。重要な問題をきちっとした内容でつけていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 松田議員、よろしいでしょうか。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） いや、よろしくないんですよ。こういう内容で言われている限り幾ら問答をしてみても、私は一般質問から言っているし、その前にも言ってきたし、絶えずこのことを言ってきたんですよ。とにかくひた隠しに隠す、言われたら仕方なしに出してくる、出してきたら今度はこうだから言えなかったというふうな関係で弁明に終始しているわけでしょう。こういう中で我々に審議せえという方が実際無理じゃないんですか。私は、これ以上ここで発言することについても虚しい感じがするんです。したがって、この関係についての質問としてはこれで終わっておきます。決して満足してませんし理解をしたものではありません。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 資料6の見積書の中の件なんですが、まず最初に、この中で書かれております2ページの（3）のところで、「この経済的利益の試算によって弁護士報酬規定に基づく報酬金の標準額を計算してみると」、あるいは3ページの、同じような部分で、「弁護士報酬規定の報酬標準額を試算すると」ということできちっと書かれているんですが、この「弁護士報酬規定に基づく報酬金」というのは、これはどういうものなんですかというのがまず1点と、それと多分この川崎というのは町の顧問弁護士だと思うんですが、年間にその顧問料というのは幾ら払っているのか、この2点とりあえずお聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 川崎法律事務所の弁護士報酬規定というものがございましてこれによりますと、報酬金につきましては、今回の場合は、3,000万円を超え3億円以下の部分ということに該当いたしますことから6%ということでしたしております、その中で30%の範囲内で増減が可能ということの中で、今回の関係につきましては30%の増減ということで算定されておるものでございます。そういったことで、6%に、先ほど申し上げました138万円を差し込んだ金額ということで、民事訴訟事件に係る着手金報酬金の速算表により計算されたものでございます。

それと、顧問弁護士の関係につきましては、年間120万円の支払いをさせていただいております。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今のをもう少しわかりやすく言いますと、要は、全国日本弁護士会連合会が決めたようなそういう弁護士報酬規定ではなくて、町の顧問弁護士である川

崎の事務所が自分たちの事務所で決めた弁護士報酬規定に基づいて計算をされたということですね。

それと、たしか着手金というのは126万と聞いたんですが、その着手金の内訳出来たら教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 着手金の場合につきましては、同じように3,000万円を超える3億円以下の場合等で3%というような金額になっております。そういったことによって算出されておるものでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） この計算、要は見積書というのは、全部川崎法律事務所の自分とこの規定によって、それをもとに計算されたということではないですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そうしたことの中で、川崎弁護士事務所の報酬規定というものを設けられておまして、それに基づいて計算されたものでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私も多分そうやないかなと思って、最初知らんと読んだら、全国の日本弁護士会連合会みたいなもんがそういうのを決めているのかなと思ったら、そうやのうて、私も色々資料を取り寄せたんですが、「弁護士報酬ガイドブック」というのが日本弁護士連合会から出てます。あるいはまた、「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安」というのが出てるんですね。これを読んでみますと、要は、今までは報酬等の基準規定を弁護士連合会で決めてたんやけども、2004年の4月1日から廃止することにしたということを書いてまして、だから、全く川崎事務所の部分やということ、自分とこの報酬規定に基づいてこの算出をしたというのはこれでわかったんですが、それで、これは「市民のための弁護士報酬の目安」ということで、全国の所属弁護士会別に、総計で2,269の弁護士事務所を対象にしてアンケート調査されまして、色んな想定問答の中で、これぐらいやったらどれぐらいの着手金、あるいは報酬を出しますかというのがざあっと出てます。これを見ますと、大体が着手金というのは20～30万なんですよ。だから、町の方ではこういうことをもとに、例えば見積書とかこういうものを検査、精査されてますかね、ちょっとお聞きしときたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、議員さんがおっしゃっていること、そういった本に書いているとおりに思いますけども、いわゆる訴訟の内容によって着手金の関係についてもやはり変わるものがございますので、そういったことをも勘案される中で着手金というものを双方で決めて契約しているもので、裁判の内容等によって異なるということも認識いたしております。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は総務委員会の時に、見積書、当初何で成功報酬が420万もするんやということで私が質問しましたら、本来は1,000万ぐらいするやつをお金がないからということで負けてもろうたんやということで説明がありました。その証明をするのがこの見積書と言われるもんなんですけど、私はその時に、町からもらったこの資料を、総務委員会でもらった資料を一応弁護士に見ていただきました。こういう内容で成功報酬の420万はどやということを知りました。そしたら、報酬の中で言われたんは、この川崎さんというのは、町の顧問弁護士してて町の顧問料ももらっておられるんでしょと、なおかつ着手金も126万という形でもらわれて、なおかつ成功報酬と言われるんですが、1,500万を町がもらったんじゃなくて町が1,500万まだ相手に出すんでしょと、それで成功報酬の420万は余りにも高いんやないですかということで私は言われました。それは、行政専門の大阪見張り番の弁護士でございます。それから、2人の方にも同じような意見を聞きました。

私は、今、聞いている中では、この見積もりが弁護士から出てきた。町は、その川崎法律事務所が設定している内容で試算された分で、これで問題ありません。でも、皆さんが扱っておられる公金というのは、少なくとも我々の税金なんですね。税金やったら少なくとも本当にこれが安いのか高いのかということは真剣にやっぱりしてもらわなあかんし、今、いみじくも松田議員の答弁の中で、以前の和解金額向こうが何ぼ言うてるんやということの中では、一切確かに総務委員会の中でも言われませんでした。今、いみじくも助役はたしか4,000万ということで数字を言われたと思うんですが、そしたらそういうことを仮に4,000万やということで向こうが言うてて、1,500万で落ち着いたとしたら、その差額というのは、要は斑鳩町が得したというのは、少なくともここで言うてる土地代金が何ぼで1億何ぼのというんやのうて、要は4,000万から1,500万に減った。その効果は2,500万に対する報酬やないんかなという

ような素朴に思うんですが、こういう考え方というのは間違っているんですか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、西谷議員さんおっしゃるように、それは弁護士費用は安ければ安いということでそれはいいかもわかりませんが、やっぱりそれは奈良県の弁護士会もごぞいますから、奈良県の弁護士会に川崎弁護士も所属をされてますし、また私の方も奈良県弁護士会に無料法律相談もご依頼申し上げて、やっぱり皆さん方聞いていただく。

ただ、問題は、一番関心は、弁護士さんを紹介してくださいよとおっしゃっても、結局着手金、あるいはその経過によっては、その成功報酬何ぼ払わんなんかということで大変悩まれるわけです。安かったら一番いいわけですけども、やっぱり真剣に関係等については親身にやっていただく。我々としては、そういうことを望んでいくことが一番大事である。色々と国選弁護士とか色んなありますけれども、やっぱり私はそういう中で信頼をしながらお互いに話をしていく。

この関係等についても、先ほど助役が申しあげましたように、やっぱり判決ということですと来たわけですから、その時にやっぱり最終的に、私もまだ11月26日は判決ということも言わせていただきました。しかし、やっぱりみんなが和解ということのひとつ、弁護士と、あるいは町長に委ねるということで最終的にまとめをいただいたということごぞいますから、我々とすれば精一杯、やっぱり町としても、出来るだけ、お金のことでですから、税金を少なくするというので努力をしまいたったわけですからそのことについては、それは4,000万に近づく、相手方の方はそれはそういうことをおっしゃるけれども、我々としてはこれ以上は出せないという限度というものは考えていかなかったら、何でもいいわということにはならない。そういうことも踏まえて、最善の努力をしてきたということの評価をいただくことが私にとっては一番大事ではないかと思っております。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私が言うてるのは、要はこの見積書の内容について、要はこの試算となるその根本というのは、土地の評価が何ぼで、地上権があるから2分の1やというような形で、それ掛ける何%とやというような形で出てるわけでしょう。ところが、向こうは少なくともそういうこと関係なしに、向こうは立ち退くのやったら4,000万欲しいんや、そやけどうちは出来へんねんということで、最終的に和解として1,50

0万になったら、斑鳩町として得したんは2,500万じゃないですかと、そしたらその2,500万の中の部分の何%という形でなるんじゃないですかというのを聞いているのがもう1点と、それと真剣に色々町長が奈良県弁護士会のということの中で言われましたけども、今は、少なくとも2004年から弁護士法の改正があって、弁護士というのは、法律事務を依頼しようとする者から申し出があった時には、法律事務の内容に応じてちゃんと最初に報酬の見積書の作成をせないかんということになってますから、町長が今言われたような、誰に頼んでも金額はどうか、あるいは内容を真剣にしてくれるかというような、そういう問題には今の中では私はなっていないというふうに思うんです。

それと、再三この中では、複雑かつ困難な大規模事件やということですね。その理由として、5年9カ月の著しい長期間の審理期間とか、合計43回の多数の裁判期日を要したということで書かれてるんです。これも私弁護士に聞きました。期間が5年ぐらいかかっているんですけど、あるいは43回も公判をしてるんですけども聞きました。そしたらそれは回数とか期間というのは関係ない、基本的には。要は裁判所の公判が多かったら少なくともその中で実費という形で交通費はそれはプラスされるやろうけど、本来そういうのは余り関係ない。少なくとも川瑤さんというのは奈良なんでしょうと。奈良から奈良の地裁へ行かるとはるだけやから、少なくとも交通費とかそういう実費の方についてはほとんどそんなに多額にかかれへんの違うかなということまで私はちゃんと聞いた中で質問してるんです。

だから、その辺のところやっぱりもうちょっとちゃんと的確に教えてくださいよ。僕が素朴に思うてる、相手が4,000万欲しいと言うてたことを1,500万にした。そしたら差額は町として、この和解をすることによって2,500万得したんやと。それが弁護士のおかげやとして弁護士報酬を計算するとしたら、私は少なくとも斑鳩町が得をした金額というのは、2,500万から出発せなあかんの違うかなと思うんですがその点はどうですか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 西谷議員は4,000万にこだわりますけども、当初は相手方のおっしゃっているのはやっぱり1億近くのこともあったわけですから、そういうことも考えていく中で、最終的にやっぱり向こうは和解をしてほしいという中で出てきたわけですから、やはりそのことも踏まえて。

ただ、私は、西谷議員おっしゃるのは、その聞く弁護士が、川崎弁護士が奈良の弁護士でこうですよと、私はそういうことは心外だと思いますね。やっぱりそれはお互いの弁護士の仲間ですから、そんなことをいとも簡単におっしゃってですよ、成功報酬が420万高いやないかと、そんなことをおっしゃったかて、私は任したんですから、議会にかけて皆さん方をお願いをしながら任した方に、信頼を持って私は調停をしていただいたということを高く評価をしていただかなかつたら、そんなことを聞かれたら、もっと安うせいと言われて、そんなもう結構です、100万円にしますよ、そんなことに私はならないと思いますから、そういうことだけやっぱり考えていただかんと、相手方に聞いたら、こんなももっと安いはずやと、こういうことに私はならんと思いますけども

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私が言うてるのは、今の町長の言葉をそのまま返したら、だから信頼関係があるから、顧問弁護士が請求されるとおりにちゃんと何の審査もなしに斑鳩町は払うんですよと言うてるんと一緒ですよ。

それとも、いみじくも町長が今、最初は1億何ぼやと、そんな話、それこそ総務委員会でも全く話出てないですよ。4,000万の話も出てないのに、いつその1億円の話があったんですか。経過、もう一遍言うてくださいよ。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） それは、訴訟過程においてね、やっぱり和解等を行う中では色々な、原告、被告側にも言い分があるわけでございます。そういう中でそういう問題も出てきておるといことでございます。そういうようなものについて、委員会にその都度報告するということは、我々としてはしてないことは事実でございますけども、それによって、先ほどもお答えしてますように、我々は議会を無視するとか、そんなことはないということでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、助役そない言わはったけどね、でも、結局、裁判の内容を少なくともそういう向こうの条件についても総務委員会で一切ずっとこれまで言わなかった。それで、最終的に和解がなったから認めてくださいというのは、それこそ本当に松田議員が言うように、我々議会は信用されてないということと、それと町長の言葉にちょっと反論しておきたいんですが、そんな失礼な、こんな420万が高いから大阪の弁護士に言うてということ言われたんですが、私は少なくとも議員として、斑鳩町の

公金の支出について監視する議員として、川崎弁護士はこういう形でされましたけども本当にこれが妥当な金額なんですかというのを聞くのは議員として当たり前の私は義務やと思う。そういうために我々議員というのは住民から負託されているのであって、だから当然我々が議員としてこういう支出についてチェックをするわけですから、逆に言うたら、町もこの弁護士が出してきた分について本当に妥当なんかどうかというのを調査されたんですか。教えてください。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 川崎弁護士さんから見積書をいただいております。町としては、川瑤弁護士さんからのそれぞれ委任した内容等を精査して、妥当な金額ということを判断しております。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 妥当な金額やということでした少なくとも証明をしてくださいということを僕は言いたい。僕は、少なくとも2人の弁護士に、こういう関係の部分でこういう経過で5年半あって43回の公判があったこういう裁判でしたと。それで、内容はこうで、手付けは何ぼで、それで今報酬がこんなん言われてます、これについてどうですかということをおはちゃんと調べたんですから。そうでしょう。そしたら、町がこの内容が正しいと言われるんやったら、こういうことで正しいんですということを出してくださいと言うてるんです。

○議長（中西和夫君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） これは、先ほども申し上げましたように、川崎弁護士から、見積書の中で内容を詳しく書いております。それを精査して正しいということを町が判断したわけでございます。その内容、根拠がこの内容でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） もう結構です。

○議長（中西和夫君） ほかにございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） サイレン鳴ったんやけど、一言だけちょっとお願い。質問というんじゃないんですが、先ほどの総務常任委員長の委員長報告にもありましたとおり、今後、住民と水利組合、その関係について、やはり交通整理という言葉は妥当なんじゃないかもしれませんが、やはりこの問題についての一般がということもありましたので、町だけではなく、水利組合と住民との間ももう一度再確認していただきたい。

それと、松田議員がおっしゃったように、やはり水利組合と土地改良区、その認識ですね、それと同じように龍田財産区と水利組合、また龍田財産区の財産の管理者としての町、これがどういう具合に整理されるかが今後の大きな問題だと思います。今の松田議員の話をされているのも聞いて、やはりそれならもっときちっとしたものに、法的にですよ、解決して、解決というのか、皆さん認識を同じようにせな同じようなことが起きる。その上で、今の下司田池の水利組合とこの龍田財産区の問題は、このようにして解決していくのかなと思うんですが、これを教訓にして、斑鳩町の場合、同じようなため池管理、水利組合、それから水利組合が管理されているため池等、それと付近住民との色々な思い込みの違いとかあると思うんです。それらについては、以前から町当局とも申し入れして、なるべく補助金のことも考えながらやっていってほしいということをお願いしているんですが、どうしても水利組合のため池の管理方法については、経費もかかってくると思うんです。だから、これをいい契機に、これらの財産の管理の仕方水利組合という任意の団体、それらがため池を維持管理するためにはどうすればいいのか。やはり、再度検討していってほしいと思うんですが、そのことについて町としてはどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当然、先ほどから出てますように、検討して、とにかく住民の安全対策を十分考えていかなきゃいけないと思っております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ぜひとも今の町長の答弁どおりよろしくしておいてほしいと思います。これで終わります。

○議長（中西和夫君） ほかにございませんか。ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号から議案第44号までを順に表決を行ってまいります。

お諮りいたします。議案第42号 平成11年（ワ）第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる和解については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、議案第42号については、満場一致をもって可決いたしました。

続いて、追加日程2、議案第43号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第2

号) についてをお諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって追加日程2、議案第43号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程3、議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議ありとのことです。よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。4番、西谷議員。

○4番(西谷剛周君) 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算について、反対の立場で申し上げたいと思います。

私は、これまで、先ほどの質疑の中で色々と私なりにこの弁護士報酬は適当なんかどうかということ調べました。調べた中で、色々町に対して質問をしたんですが、すればするほど非常に疑問がわいてきました。弁護士報酬規定に基づく報酬の計算式が、単に町の顧問弁護士の川崎法律事務所の規定であること。あるいは、今は、弁護士報酬のガイドブックというのが出来て、全く弁護士報酬というのは自由に出来るような形に変えられております。その中で、当然、普通の事業で言うたら合い見積もりみたいなことも出来るような、そういうことになってます。あるいは、「市民のための弁護士報酬の目安」、こういうことを見て、着手金の金額が本当に妥当なのかどうかということも含めて、私は町に私が満足するような明快な回答は得られませんでした。よって、私は、この弁護士報酬については非常に疑問が残りますし、私自身納得がいきませんので、反対をさせていただきたいと思います。

○議長(中西和夫君) 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) 議案第44号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算(第1号)について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本補正予算は、一般会計に財産区財産である土地の売却収入と、大字龍田財産区に係る訴訟事件の和解するについて、解決金等の費用及び釣り池立ち退き後の適切な財産管

理に必要な経費について予算措置をするものであります。

先ほどから反対の意思を出しておられます議員さんについてもありますが、弁護士報酬については、私は社会的良識に基づく経済的利益に応じて算定されたものであり、弁護士報酬規定に照らしてみても、また裁判が5年半延べ43回に及んだことも考慮いたしますと、報酬標準額は最低でも523万となることは、常識として容易に理解出来ます。訴訟代理を委託した弁護士の方には、財産区の財政事情に特段のご配慮をいただき減額していただいたものと推察され、先生のご配慮とこれまでのご尽力に対して、町議会議員としてはもとより、龍田の住民としても感謝申し上げる次第であります。

特に、本件訴訟は、この和解により、6年もの長きにわたり続いてきた訴訟に、財産区自ら決着をつけ、早期解決を図られることについて、町議会として先ほど満場一致で賛成した経緯、これらの経緯からも、本補正予算について反対する根拠はなく、議員の良識としても賛成するものであります。

釣り池の立ち退き後は、ため池の安全管理には特に配慮され、適切な財産管理をされるよう改めて指摘いたしまして、本補正予算の賛成意見といたします。議員皆様方の議会人としての良識からもご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。（「議長、議事の取り扱いについて」と松田議員述べ）2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 僕はここまで議論されてくれば仕方がないと思いますけどね、異例のことを申し上げるかもわかりません。出来れば、この議案の処理に当たっては付帯決議をつけてほしいという気がするんですけどもね、この取り扱いについていかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 暫時休憩いたします。

（午後0時11分 休憩）

（午後0時12分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

松田議員からの意見がございましたが、最終討論採決に入りますので、ご了承願いたいというふうに思います。

それでは、本件については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。よって議案第44号については、賛成多数により可決いたしました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の審査についてよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成17年第4回町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例など16議案を提出させていただき、また追加議案といたしまして大変ご心配をいただきました大字龍田財産区にかかる議案として、平成11年(ワ)第564号建物収去土地明渡請求事件にかかる

和解についてと、この議案に関連いたします2議案もあわせて提出させていただきましたところ、議員皆様には、本日までの17日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜りいずれの議案につきましても温かいご配慮により、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に厚くお礼を申し上げます。それぞれの議案や一般質問の中で議員皆様方から賜りました貴重なご意見に対しましては、その内容を十分理解、認識し、私をはじめ職員一丸となって行政運営に反映させるよう努力してまいりたいと考えております。

平成17年度の諸事業、諸施策の展開に当たっては、計画の目的に沿って鋭意努力を行い進めているところであります。いろいろと難しい課題もありますが、精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様方には、今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今月17日、午後2時過ぎ、大字阿波地区において工場火災があり4平方メートルが焼失し、また昨夜午後11時45分ごろ、法隆寺南1丁目地内の住宅密集地において火災が発生し住宅5棟が燃えましたが、幸いにもこの火災において怪我をされた方がおられなかったところであります。改めて火災の怖さを再認識したところであります。

梅雨の最中となり、ますます暑さが増してくる季節となりましたが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成17年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時17分 閉会）